

学校におけるアドレナリン自己注射薬（エピペン®）使用の指針

2019年改訂版 秋田県医師会・秋田県教育委員会

- ① 学校は、食物アレルギーを有している児童生徒を把握し、保護者・本人等とよく相談のうえ個人票を作成し、情報を共有する。
- ② エピペンの処方を受けている児童生徒（以下、当該児童生徒という）の保護者はその由を学校に連絡し、緊急時学校において教職員からの注射を希望する場合には「教職員がエピペン注射をおこなうことに関する依頼書」を毎年度、学校に提出する。学校は、当該児童生徒が複数存在する場合は、一覧表を作成して、緊急時の発生に備える。学校は保護者の同意を得て所管の教育委員会に連絡するとともに、地域の消防機関と連携する。搬送が予想される救急病院とも連携が望ましい。
- ③ 学校は保護者と相談して、学校におけるエピペンの保管場所を決め、全教職員に周知を図る。児童生徒自身が所持する場合は、その場所を確認しておく。月1回は保管及び所持する場所の確認作業をおこない、記録する。
- ④ エピペンを処方した医師は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を記入し、保護者へ渡す。
- ⑤ 学校は、一次救命処置法やアナフィラキシー発生時の模擬訓練を含む「アナフィラキシー等緊急時の対応」に関する校内研修会を毎年度1回以上実施する。なお、校内研修会は、「学校におけるアレルギー疾患対応資料等（DVDを含む）」を用いること*。
- ⑥ 県教育委員会は、学校及び幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員向けの講習会を毎年度開催する。学校の管理職及び担当教職員は、この研修会へ参加するよう努める。
- ⑦ 学校ではエピペン使用に備えて、当該児童生徒の特徴と「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」等について事前に理解しておき、確認しておく。
- ⑧ エピペンを使用した後は、速やかに受診する。搬送の救急車には、状況を説明できる教職員等が同乗する。使用したエピペンは専用ケースに収め、救急隊員に渡し病院へ持参する。当該児童生徒の生活管理指導表（写しも可）、症状チェックシート、学校で作成した一覧表等を持参する。軽度のアナフィラキシーのため、エピペンを使用せずに一旦症状が改善した場合でも、アナフィラキシー症状は再度悪化することがあるので、保護者に受診を勧める。
- ⑨ 学校は事後措置として、記録をおこない、所管の教育委員会への連絡、原因究明、再発防止対策、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付申請等をおこなう。
- ⑩ 保護者は、処方医へ連絡し、エピペンの再処方を受ける。

- ⑪ エピペンを再処方した医師は、保護者の同意を得て、県医師会学校保健担当へアナフィラキシー発生の報告をおこなう。
- ⑫ 学校等で何か問題点や疑問点が発生した場合は、秋田県医師会学校保健委員会食物アレルギー小委員会に連絡してもらい、小委員会で対応する。

※校内研修会においては、県開催の講習会参加者を中心に構成し、処方医などへの講師依頼は原則控える。